

1. 介護報酬告示額

1) 介護保険負担割合1割の方

(1) 月額基本料金〔介護保険一部負担金〕		〔クレアンジュに住まわれる方〕	
要介護1	12,696円	11,397円	
要介護2	17,699円	15,946円	
要介護3	24,880円	22,417円	
要介護4	28,218円	25,425円	
要介護5	31,919円	28,759円	

(2) 加算料金

<全体にかかる加算>

総合マネジメント体制強化加算	1,017円/月		
科学的介護推進体制加算	41円/月		

<個別で、必要によりかかる加算>

初期加算	31円/日		
緊急時訪問看護加算	584円/月		
特別管理加算(Ⅰ)	509円/月	(Ⅱ)	255円/月
退院時共同指導加算	611円/回		
ターミナルケア加算	2,034円/死亡月		
認知症加算(Ⅰ)	814円/月	(Ⅱ)	509円/月
若年性認知症利用者受入加算	814円/月		
栄養スクリーニング加算	5円/回	(6月に1回)	

2) 介護保険負担割合2割の方

(1) 月額基本料金〔介護保険一部負担金〕		〔クレアンジュに住まわれる方〕	
要介護1	25,391円	22,793円	
要介護2	35,398円	31,893円	
要介護3	49,759円	44,834円	
要介護4	56,437円	50,850円	
要介護5	63,839円	57,518円	

(2) 加算料金

<全体にかかる加算>

総合マネジメント体制強化加算	2,034円/月		
科学的介護推進体制加算	82円/月		

<個別で、必要によりかかる加算>

初期加算	61円/日		
緊急時訪問看護加算	1,168円/月		
特別管理加算(Ⅰ)	1,017円/月	(Ⅱ)	509円/月
退院時共同指導加算	1,221円/回		
ターミナルケア加算	4,068円/死亡月		
認知症加算(Ⅰ)	1,628円/月	(Ⅱ)	1,017円/月
若年性認知症利用者受入加算	1,628円/月		
栄養スクリーニング加算	10円/回	(6月に1回)	

3) 介護保険負担割合3割の方

(1) 月額基本料金〔介護保険一部負担金〕〔クレアンジュに住まわれる方〕

要介護1	38,086円	34,190円
要介護2	53,097円	47,840円
要介護3	74,639円	67,251円
要介護4	84,956円	76,275円
要介護5	95,759円	86,276円

(2) 加算料金

<全体にかかる加算>

総合マネジメント体制強化加算	3,051円/月
科学的介護推進体制加算	123円/月

<個別で、必要によりかかる加算>

初期加算	92円/日		
緊急時訪問看護加算	1,752円/月		
特別管理加算(Ⅰ)	1,526円/月	(Ⅱ)	763円/月
退院時共同指導加算	1,831円/回		
ターミナルケア加算	6,102円/死亡月		
認知症加算(Ⅰ)	2,441円/月	(Ⅱ)	1,526円/月
若年性認知症利用者受入加算	2,441円/月		
栄養スクリーニング加算	15円/回	(6月に1回)	

※別途、令和3年9月末日までコロナ感染対策特例措置として基本料金を0.1%上乘せ

介護職員処遇改善加算…基本料金・上記加算料金の合計の10.2%相当

介護職員特定処遇改善加算…基本料金・上記加算料金の合計の1.2%相当が加わります。

2. 介護給付以外費用(実費・実費相当額をお支払いください)

(1) 食事代 1,610円/日

(1食あたり 朝食:400円、昼食:550円、夕食:550円、おやつ110円)
(但し、ムース食に変更の場合は1食につき50円を追加する)

(2) 宿泊費 3,000円/1泊

(3) おしめ代 実費

(4) 複写物の交付 1枚:白黒20円、カラー50円

(5) 電気代 1点 50円(1日)

(6) その他

医療費、理美容代 実費 (事業者に直接お支払い下さい)

利用者の日用品、嗜好品等の購入、行事への参加費など諸々の費用 実費相当額

【各加算についての説明】

総合マネジメント体制強化加算…多職種連携で、サービスについて随時適切に見直しを行う

地域との交流、地域医療との連携を図っている

科学的介護推進体制加算…システムの活用など科学的介護の推進に関する評価として、算定

初期加算…初めて利用登録をされた日から起算して30日以内(30日以上入院後利用の場合も同様)

緊急時訪問看護加算…計画にない緊急の訪問に対して、利用者の同意を得ていること

特別管理加算…厚生労働大臣が定める状態の特別な管理を必要とする利用者に対して行ったとき

退院時共同指導加算…看護師が退院時の共同指導を行ったあと、初回の訪問看護を行った場合(老健含む)

ターミナルケア加算…死亡日及び、死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合

認知症加算…主治医が、認知症があると認めており意見書に記載されているなかで状態により算定

若年性認知症利用者受入加算…若年性認知症ごとに担当者を決めて受け入れた場合に算定

栄養スクリーニング加算…利用開始時、及び6月ごとに栄養状態を確認し、共有する

処遇改善加算…職員に対し、労働環境・雇用管理・教育資質向上の改善に取り組んでいる事業所である